

第 12 号

規則第 21 条第 1 項第 12 号 危険時の措置に関すること。

【対象事業者：使用者等】

本号では、法第 33 条第 1 項の規定に基づく規則第 29 条の規定に基づき放射線障害のおそれ又は放射線障害が発生した場合に必要な措置及びそのために必要な準備を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

12-1) 規則第 29 条第 1 項に規定する応急の措置を講ずることを判断する責任者及び対応する組織を規定すること。

解説)

緊急時に迅速な対応をするためには、平時からあらかじめ緊急対策本部の設置など、緊急事態に対応する防災組織と防災責任者を規定しておく必要があります。防災責任者は事故発生時には被害状況を迅速かつ正確に把握し、対応を現場に指示する必要があるため、放射線管理部門の責任者又は主任者など現場との連絡体制を整備しておくことも重要です。

また、防災組織は事業所全体で組織してある場合が多いと思われます。放射線障害の発生防止に係る責任者や組織を規定し事業所の防災組織等との関係を明確にした上で、個別の連絡先部署名や電話番号など予防規程の外に規定してある規程類やマニュアル等へその内容を委託することでも問題はありません。その場合は委託先の規程やマニュアル名を予防規程内に記載しておきましょう。

12-2) 規則第 29 条第 1 項の規定を踏まえ、講ずべき応急の措置及び実施する責任者を規定すること。

解説)

放射線障害のおそれ又は放射線障害が発生した場合、発生しうる被害を想定し応急の措置の方法と実施する責任者を予め定めておくことが求められています。規則第 29 条第 1 項に規定されている応急措置のそれぞれについて対応する組織と責任者を規定しておきましょう。ただし、具体的な応急措置としては規則条文にある事項の他、場所や人の汚染の測定や除去、被ばく線量の測定、警戒管理区域の設定など他にも多くの項目が含まれたりしますので、それらも含めて下部規程等で管理することが適当ともいえます。

各事業所の許可届出内容に応じて事故で想定される事象(非密封放射性同位元素の飛散、漏えい。遮へい用の衝立の破損や密封線源の脱落等による外部被ばく等々)に応じて対応する措置内容及びその責任者をその中で規定しておくといでしょう。

12-3) 緊急作業に従事する者を定める手順、緊急作業に従事する者の線量管理の方法及び緊急作業に従事した者に対する健康診断等の保健上の措置を規定すること。

解説)

緊急作業に係る手順について規定します。緊急作業を行う者は、前項により定められた責任者によりその場で放射性同位元素や放射線施設の構造を熟知した者から選任されるように規定するといでしょう。具体的な緊急作業従事

者や線量測定、あらかじめ準備しておくべき資器材等については下部規程に記すとよいでしょう。事故の内容により、緊急作業従事者が被ばくする可能性も考慮し、健康診断と経過観察等の実施基準等も規定しておきましょう。

なお、被ばく線量測定のために準備しておく資器材については、通常用いる積算線量計(ガラスバッジ、TLD バッジなど)では測定結果が判明するまである程度の時間が必要なので、緊急作業のためにリアルタイムで積算被ばく線量を直読できるポケット線量計、アラームメータの用意を推奨します。内部被ばくのおそれがある施設では、RIの飛散摂取量等による計算評価のため存在するRIの事前把握も重要です。

また、簡易内部被ばく検査の用意もしておくとい良いでしょう。緊急時に円滑に行動できるよう、日頃から発生すべき事故を想定し、誰が何をすべきかをシミュレーションや訓練により適切な措置を規定しておいたほうがよいでしょう。

関連条文例

12) 危険時の措置に関すること

(危険時の措置)

第〇〇条 放射線施設(事業所内運搬中の収納容器を含む)に災害や事故等で損壊等の被害が生じた場合やその他異常な状況が確認された場合、その発見者は□□(委託する規程等の名称)に規定された手順に従って、直ちに次の各号に定められた応急措置等を講じる。

- (1) 管理室長又は主任者に状況を報告する(若しくは他の職員に報告を委託する)。
- (2) 可能な範囲で被害の拡大防止に努める。
- (3) 使用(運搬)中の放射性同位元素を速やかに貯蔵室等の安全な場所に保管するよう努める。
- 2 管理室長又は主任者は、前項の情報を共有するとともにその旨を事業所長に連絡する。
- 3 事業所長は、前項の連絡を受けてその状況から放射線障害が発生又は発生するおそれがあると判断したときは、直ちに管理室長又は主任者に関係する所轄の警察署又は消防署又は労働基準監督所等への通報及び原子力規制委員会へ第〇〇条の報告をさせ、速やかに□□(委託する規程等の名称)に規定された職員からなる緊急対策本部を組織するとともに、応急措置の責任者となる緊急対策本部長(以下「本部長」という。)の任に就き対応にあたる。
- 4 本部長は、緊急対策本部を通じ第1項第2号及び第3号に定める応急措置の追加支援及び次項に定める緊急措置について職員に指示し、放射線障害の発生の防止に努めなければならない。
- 5 前項の指示を受けた職員は、前項の指示及び□□(委託する規程等の名称)に定められた手順に従い避難警告、放射性同位元素の隔離、汚染の拡大防止、汚染の除去及び所定の表示などの措置を講じなければならない。
- 6 本部長は、緊急作業が必要な場合は□□(委託する規程等の名称)に定められた手順に従い緊急作業者を任命し、個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備させて、作業を行わせなければならない。
- 7 本部長は、応急の措置を講じた者、周囲にいた者又は緊急作業者が、法令で定めた数値を超える被ばくをした場合又は被ばくをしたおそれがある場合、直ちにこれらの者に対して健康診断を実施し、その後の経過を観察しなければならない。
- 8 事業所長は、前項の場合においては第〇〇条に規定する事故等の報告を原子力規制委員会に行わなくてはならない。